

今月の相談事例（1月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811 / FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

長年患っていたリウマチで人工関節をつけることになりました。こういった場合は、障害年金はもらえるのでしょうか？

また、障害年金の概要がよくわからないのですが、どういうものなのでしょうか？

【アドバイス】

障害年金とは、老齢年金、遺族年金と並ぶ公的年金の一つです。障害を負ったことで生活の安定が損なわれることがないように、働く上であるいは日常で生活を送る上で困難がある人に支払われる年金のことです。その病気や怪我が労働災害であっても、障害年金は受給できます。その場合、金額によって労災保険給付の方は減額支給されます。

■受給するための要件■

①初診日要件、②制度加入要件、③保険料納付要件が全て満たされた上で初めて、④障害の程度が法律で定められた等級に該当するかどうかを認定し、その認定によって障害年金が受給可能か、何級の年金にするのかが決定されます。

① 初診日要件

その傷病の初診日を明らかにし、その初診日時点で年金に加入していること。また、医師が作成する診断書など、初診日を証明する書類が必要なため、初診日が「いつ」で、「どの病院」なのかを特定する必要があります。

② 制度加入要件

初診日に、年金制度（国民年金、厚生年金保険など）のどれかに加入していること。

③ 保険料納付要件

初診日の前に、決められた月数以上の保険料が納付されているか免除を受けている月数が必要です。具体的には次の条件のどちらかに当てはまっていることとされます。

1. 初診日の前々月までの年金加入月数の3分の2以上が、保険料納付済か免除されている月であるとき。
2. 初診日の前々月までの12か月が全て保険料納付済みか免除を受けた月であるとき。

④ 障害の程度が障害等級に該当していること。

1. 障害等級

障害等級は、重い方から1級、2級、3級と定められている他、3級の下に障害手当金があります。

2. 障害等級に該当することによって障害年金が受給できます。

厚生年金保険では、1級から3級までの等級どれかに該当すると年金が受給できますが、3級に達しない時でも、障害手当金に該当すると一時金が支払われます。しかし、国民年金では、1級か2級に該当しないと障害年金（障害基礎年金）は受け取れません。3級の年金と障害手当金は厚生年金保険加入者のみの支給となります。

■障害年金の受給権の発生日■

上記の要件を満たした場合、原則として、障害認定日が障害年金の受給権取得日となります。障害認定日とは具体的に次に掲げる日のいずれかを指します。

- ① 初診日から1年6ヶ月が経過した日
- ② 初診日から1年6ヶ月が経過する前に傷病が治癒した場合はその日

なお、障害認定日において、障害等級に該当しなかった者が、その日以後、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当することになった場合は、65歳に達する日の前日までに請求することが出来ます。

■対象とされる障害■

障害年金とは、ほぼ全ての傷病が受給対象となる障害者の生活や所得補償を目的とする年金です。そのため、障害年金の対象傷病は幅広く、対象傷病名はとてたくさんあります。以下に主な傷病名の一覧を紹介いたします。

目の傷病：白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、網膜色素変形症、両人工的無水晶体眼、眼球振盪症 など

聴 覚：メニエール病、感音性難聴、突発性難聴 など

肢 体：重症筋無力症、関節リュウマチ、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー、変形性股関節症、人工股関節など

脳 の 傷 病：脳卒中、脳出血、脳梗塞など

精 神：統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん、発達障害、知的障害など

呼 吸 器 疾 患：気管支ぜん息、肺線維症、肺結核など

心疾患、高血圧：狭心症、心筋梗塞、高血圧性心疾患、悪性高血圧症など

腎疾患、肝疾患、糖尿病：慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全、人工透析、肝硬変、肝ガン、糖尿病、糖尿病性と明示されたすべての合併症 など

そ の 他：悪性新生物（ガン）、高次脳機能障害、化学物質過敏症、各種難病（強皮症、パーキンソン症候群）、その他難病など

■障害年金の種類■

障害年金は、初診日に加入していた年金制度の違いで種類が異なります。

●国民年金→「障害基礎年金」 厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方。自営業者、パート、アルバイト、学生、厚生年金加入の配偶者の扶養になっている方（主婦・主夫等）。

●厚生年金→「障害厚生年金」 民間企業に勤める本人。

障害等級	国民年金加入者	厚生年金加入者
1級	1級障害基礎年金	1級障害基礎年金 + 1級障害厚生年金
2級	2級障害基礎年金	2級障害基礎年金 + 2級障害厚生年金
3級	なし	3級障害厚生年金
その他	なし	障害手当金

同じ障害でも、加入していた年金が国民年金か厚生年金かで、受給出来る金額が異なります。国民年金に加入していた方の場合は、障害基礎年金のみです。しかし、厚生年金に加入していた方の場合は障害基礎年金にプラスして障害厚生年金が受給できます。また、3級で受給できる年金や、障害手当金は障害厚生年金のみとなります。

〈経営者として心得ておくべきこと〉

厚生年金に加入させなければならない従業員を、加入させないまま雇用して、その方が障害年金を受給することになった場合、障害厚生年金分は受給できなくなってしまいます。その分の年金受給額を会社が負わなければならない事が予想されますので、社会保険の資格適用対象の事業所であれば、入社日から取得手続きを行いましょう。

また、従業員に国民年金加入未納期間を無くす後納制度を利用するよう指導をしておきましょう。